

仙台市動物飼養施設の設置に関する要綱

(平成29年12月28日健康福祉局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、動物飼養施設（化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号。以下「法」という。）第9条第1項に規定する飼養のための施設をいう。以下同じ。）の設置に当たり、安全で快適な生活環境の保全を図るため、市長が行う事項について定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において飼養とは、施設を設けて動物を長期間にわたり飼い養うことをいう。

(適用除外)

第3条 次の各号のいずれかに該当する場合は、第6条から第10条に定める規定は適用しないものとする。

- (1) 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年10月1日法律第105号）第10条に規定する第1種動物取扱業及び同法第24条の2の2に規定する第2種動物取扱業の施設
- (2) 学校教育法（昭和22年3月31日法律第26号）第1条に規定する学校が情操教育又は試験研究を目的として設置する施設
- (3) 保育所、介助犬訓練施設その他の社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45号）第2条に規定する社会福祉事業を行う施設が当該事業の一環で設置する施設
- (4) 博物館法（昭和26年12月1日法律第285号）第2条第1項に規定する博物館として登録又は同法第31条第1項に規定する博物館に相当する施設として指定を受けた動物園その他の施設
- (5) 愛玩目的の飼養であって、業としての性質を伴わない施設

(生活環境への配慮の要請)

第4条 市長は、設置者（本市の区域内において動物飼養施設を設置しようとする者をいう。以下同じ。）に対し、設置しようとする動物飼育施設による悪臭及び騒音並びに昆虫の発生防止を図り、周辺的生活環境に配慮するよう求めるものとする。

(関係法令への適合の要請)

第5条 市長は、設置者に対し、設置しようとする動物飼養施設について、法令に抵触していないことを関係機関に確認するよう求めるものとする。

(周知の要請)

第6条 市長は、設置者に対し、次条の事前協議を開始した日から法第9条第1項の許可を受ける日までの間、動物飼養施設の設置を近隣住民に周知することを求めるものとする。

2 市長は、設置者が近隣住民から動物飼養施設の設置に係る説明を求められた場合は、当該設置者に対し、正当な理由がある場合を除き、これに応じるよう求めるものとする。

3 市長は、設置者が前項の規定による要請を受けて説明会を開催する場合は、当該設置者に対し、当該説明会の開催前に当該説明会の日時、場所及び参加予定者を報告するよう求

めるとともに、当該説明会の開催後に当該説明会の参加者、参加人数及び議事録を報告し、又は提出するよう求めるものとする。

（協議書の提出）

第7条 市長は、設置者が法第9条第1項の許可を受けようとする際には事前協議を行うものとし、当該設置者に対し、様式第1による事前協議書その他市長が必要と認める書類（次条及び様式第1において「事前協議書等」という。）の提出を求めるものとする。

（事前協議事項）

第8条 市長は、事前協議書等の提出を受けた場合は、次の各号について確認し、必要に応じ補正を求めるものとする。

- (1) 適正な運営を継続できる十分な経営計画があること
- (2) 動物飼養施設の規模に見合った動物のふん、排水等の管理計画及び処理計画があること
- (3) 動物飼養施設内外の規模に見合った清掃計画があり、その清掃計画において動物飼養施設の清掃を1月に2回以上定期的に行うこととされていること
- (4) 動物飼養施設（動物のふんを一時的に保管する施設を含む。）の床は、コンクリート等の清掃に支障を来さない材料で作られ、かつ、採ふんに便利な構造を有すること
- (5) 汚物だめ及び汚水だめは臭気が漏れ出ない材料で作られ、密閉できる構造を有すること
- (6) 清掃用の水を十分に供給することができる給排水設備があること

（事前協議の終了通知）

第9条 市長は、第7条の事前協議が終了した場合には、様式第2による事前協議終了通知書で設置者に通知するものとする。

（協議終了後の変更）

第10条 市長は、第7条の事前協議が終了した後に設置者が事前協議書等を変更しようとする場合は、再度事前協議を行うよう求めるものとする。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、保健所長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年1月1日から実施する。

附 則（平成31年4月17日改正）

（実施期日）

- 1 この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和3年3月25日改正）
この要綱は，令和3年4月1日から実施する。

附 則（令和5年3月29日改正）
この改正は，令和5年4月1日から実施する。